

1. 授業の概要(ねらい)

日本は、明治時代に入って、西洋型近代法に範をとって法制度を整え、近代国家を形成しました。しかし、だからといって、それ以前にまったく法制度がなかったわけではなく、日本の「固有法」の世界が確かにそこには存在していました。

西洋法継受によって固有法の世界と明治期以降の法制度が完全に断絶したというわけではありません。固有法が明治期以降も意識的に残されていることがありますし、他面、意識するとしないとにかかわらず、法制度を運用する中で固有法の影響がにじみ出ることがあります。つまり、西洋法継受は固有法を前提にしていたことができます。したがって、現代の法制度を深く理解するためには、その前提として存在している固有法の世界がどのように形成されてきたのか、また明治期以降、どのように固有法の世界に西洋型近代法が導入され、法制度が整備されていったのか、理解する必要があるでしょう。

春期の「日本法制史Ⅰ」では、日本における法や裁判の歴史を、時代毎に見ていきます。

2. 授業の到達目標

- ① 日本法制史の基本的な知識を獲得し、概要を把握することができる。
- ② 日本における法や裁判の歴史的な展開について理解できる。

3. 成績評価の方法および基準

平常点(10%)及び期末試験(90%)

4. 教科書・参考文献

教科書

テキストは使用しません。必要に応じてプリントを配布します。

参考文献は講義の中で随時指示しますが、主要なものは以下の通りです。

参考文献

牧英正・藤原明久編 『日本法制史』(1993年) 青林書院

浅古弘ほか編 『日本法制史』(2010年) 青林書院

水林彪ほか編 『法社会史』(新体系日本史2、2001年) 山川出版社

5. 準備学修の内容

参考書として指示した文献の該当箇所を読んでおくこと。

6. その他履修上の注意事項

興味関心を持って授業に臨むようにしてください。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス——授業の進め方
- 【第2回】 古代(1)律令以前の国家体制
- 【第3回】 古代(2)律令以前の法と裁判
- 【第4回】 古代(3)律令法の継受
- 【第5回】 古代(4)律令体制
- 【第6回】 古代(5)律令法の変容
- 【第7回】 古代から中世へ
- 【第8回】 中世(1)鎌倉・室町時代の国家体制
- 【第9回】 中世(2)鎌倉・室町時代の法
- 【第10回】 中世(2)鎌倉・室町時代の裁判
- 【第11回】 中世から近世へ
- 【第12回】 近世(1)江戸時代の法国家体制
- 【第13回】 近世(2)江戸時代の法
- 【第14回】 近世(2)江戸時代の裁判
- 【第15回】 まとめ